

令和4年3月会議

川崎町議会定例会会議録

令和4年3月10日（第3号）

○出席議員（13名）

1番	佐藤清隆君	2番	遠藤雅信君
3番	佐藤昭光君	4番	高橋義則君
5番	沼田長一君	6番	大沼大名君
7番	神崎安弘君	8番	眞幡善次君
9番	的場要君	10番	生駒純一君
11番	佐藤新一郎君	12番	遠藤美津子君
13番	眞壁範幸君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	渡邊輝昭君	会計管理者兼会計課長	柏慎一君
税務課長	菅原清志君	農林課長	大友聡君
建設水道課長	阿部大樹君	町民生活課長	高橋和也君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
病院事務長	高山裕史君	教育長	相原稔彦君
学務課長	佐藤健君	幼児教育課長	佐藤邦弘君
生涯学習課長	小原邦明君	農業委員会事務局長	大宮陽一君
代表監査委員	大松敏二君		

○事務局職員出席者

事務局長 佐藤文典君 書記 高橋悦子君
書記 佐藤明尚君

○議事日程

令和4年川崎町議会定例会3月会議議事日程（第3号）

令和4年3月10日（木曜日）午前10時開議

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 一般質問
- 日程第3. 提案理由の説明
- 日程第4. 議案第6号 第6次川崎町長期総合計画について
- 日程第5. 議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6. 議案第8号 川崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7. 議案第9号 川崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8. 議案第10号 川崎町健やか誕生祝金支給条例の一部を改正する条例
- 日程第9. 議案第11号 令和4年度川崎町一般会計予算
- 日程第10. 議案第12号 令和4年度川崎町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11. 議案第13号 令和4年度川崎町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第12. 議案第14号 令和4年度川崎町介護保険特別会計予算
- 日程第13. 議案第15号 令和4年度川崎町温泉事業特別会計予算
- 日程第14. 議案第16号 令和4年度川崎町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15. 議案第17号 令和4年度川崎町病院事業会計予算
- 日程第16. 議案第18号 令和4年度川崎町水道事業会計予算
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 生 駒 純 一 君

11番 佐 藤 新一郎 君

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、高橋悦子、佐藤明尚を選任します。

日程第2 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承ください。

順番に発言を許します。

通告第5号、12番遠藤美津子さん。

【12番 遠藤美津子君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、带状疱疹の予防ワクチン接種について質問願います。

○12番（遠藤美津子君） 皆さん、おはようございます。12番遠藤美津子でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

初めに、带状疱疹の予防ワクチン接種について。

近年、带状疱疹を発症する人が増えている傾向にあります。带状疱疹、つづらごは、痛みを伴

う湿疹が帯のように広がる病気で、50歳を境に急激に上昇し、80歳までに約3割、85歳では約半数の人が経験していると言われています。原因は、水ぼうそうを起こす水痘帯状疱疹ウイルスです。水ぼうそうは、多くの方が子供の頃にかかり発症後1週間程度で治ります。しかし、ウイルスが消滅したわけではなく、体の神経の細胞が集まった神経節という場所で免疫細胞に抱え込まれている状態で、加齢による免疫力の低下やストレス、疲労などで免疫細胞が減ってしまうとウイルスは再び活動を開始し、神経に沿って増殖しながら移動します。そのことにより、皮膚に発疹が出て、疱疹、水膨れになり、多くの場合激しい痛みを伴います。

高齢化が進む中、シニア世代の方々が元気に活躍されることは大切なことであり、また高齢になってからの強い痛みはとても苦痛だと思います。

現在、带状疱疹を予防するワクチンは2種類あり、1つは従来の水痘ワクチンです。1回の接種で済み7,000円前後。もう1つが、一昨年から使えるようになったシングリックスという成分ワクチンです。発症を97%予防する優れた効果を持っていますが、2回接種が必要で費用も4万円から5万円と高額です。

地域社会を支える重要な役割を担う方々を支えるために、予防接種費用の負担軽減について町長の見解を伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 12番遠藤美津子議員の質問にお答えします。

带状疱疹ウイルスワクチン接種費用の負担軽減について見解を伺うとの質問であります。

带状疱疹予防のワクチンは、平成28年3月に50歳以上の方に対する带状疱疹の効能・効果が示され、50歳以上の方に対して任意で接種することができるようになりました。現在、国の厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会において、定期接種化に向け検討が進められています。

年をとることによる発症リスクや予防の意義は理解しているものの、副反応が社会的問題となったワクチンもあることから、国の動向を見定めながら安全第一を前提に、また費用負担軽減についても調査しながら、適切に予防接種事業を推進してまいります。

去年、私、前の川崎病院の院長の内山院長から、このワクチンを打つように、打ったらいいんじゃないかと言われました。とてもこの带状疱疹になる人が増えて、痛みを伴うものだから、ただワクチンは結構高額で、あと打った後二、三日だるくなって公務をできなくなるかもしれないということで、ちょっと様子を見てるうちにコロナのワクチン接種になってしまったので、いず

れにしても、院長といろいろな意見交換をさせてもらって、ほかの町がどうであろうと川崎町が先陣を切ってやれるように対処していきたいと思っております。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子君） ご回答ありがとうございます。

本当にこの带状疱疹、つづらご、最近は多く町民の方から私も話を伺っております。最近は2回になる方も多数おられるということでございます。

今町長の答弁ですと、病院によってはできないところ、扱えないところもあるということなんですけれども、幸い川崎病院はやっていただいているということで、本当にありがたく思います。

現状を、先日川崎病院で状況を聞いてきたところもあるんですけれども、現状どのような状況で、この带状疱疹用ワクチン対象の方がいるのか、またその辺のところも、病院長からお話いただければと思います。

○議長（眞壁範幸君） 病院事務長。

○病院事務長（高山裕史君） 遠藤議員のご質問にご回答させていただきたいと思います。

いわゆる带状疱疹用ワクチン、当院におきましてまずは带状疱疹を理由とする受診者の数等は区分して統計上取っておりませんので、带状疱疹等を理由とすることによる処方した実績を申し上げますと、令和元年度は約8件、令和2年度が23件、令和3年度は約19件の方が、带状疱疹による治療されているというような状況でございます。

それに伴い、先ほど町長もお話ししましたようにワクチン接種の関係でございますが、令和2年度におきましては接種実績が4件、令和3年が17件、今年の令和4年におきましては2件の接種実績となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 今回遠藤議員から質問を受けて、この带状疱疹の実情をもっと調べて報告しようと思ったんですが、保健福祉課長、今、ワクチン接種3回目で、とても今そっちのほうに手いっぱいだったので。ただ本当にこの带状疱疹の痛みのすごさというものを町民の方々からかなり私も聞いておりますので、遠藤議員もそのことを町民の方から言われているんだなと思っていますし、これは先ほども申し上げたように内山院長も勧めていることなので、改めてしっかりと意見交換をして、なるべく早く町のほうで助成できるような対応してまいります。

○議長（眞壁範幸君） 次に、表彰規則の見直しと活用について質問願います。

○12番（遠藤美津子君） 2点目、表彰規則の見直しと活用について伺います。

川崎町の表彰規則は、昭和37年から施行されています。表彰規則の第1条には、町長は、別に定めるもののほか、町勢の発表、町民の福祉の増進に資するため、自治の振興及び産業、文化、教育等の進展に貢献し、その功績顕著なるもの又は徳行卓越し、町民の儀表となるものをこの規則の定めるところにより表彰する、とあります。第2条には、12項目による規則文が示されています。この表彰規則にのっとり、毎年表彰式が行われていると認識をしております。

表彰とは、優れた功績を公に明らかにし、表彰された人の意識を高揚させるとともに、組織を活性化したり業績を向上させようとする意図があり、時代に合わせた形での充実した表彰式について、以下2点について伺います。

1点目、表彰規則の見直しについて。

2点目、インターネットを活用した取組について。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 表彰規則の見直しと活用についての質問であります。町の表彰につきましては、町の表彰規則に基づき町勢の発展、町民福祉の増進のため、自治の振興及び産業文化、教育などの進展に貢献し、その功績顕著な方をたたえるため、毎年表彰式を行っております。

指摘いただいている、時代に合わせた充実した表彰式への見直しをすることで、活動の広がりや継続性、または地域の活性化につながる可能性があると思われる反面、基準を見直すことでこれまで表彰された方々の功績との比較で少なからず影響が出てくとも考えられます。

また、教育委員会が子供たちを対象に実施している表彰式を町の表彰式と一緒にできないかとのご指摘もございましたが、教育委員会が実施している表彰は児童生徒善行表彰、善行というのは良い行いをするという言葉です、善行表彰とスポーツ表彰があり、児童生徒善行表彰は、ほかの人の模範となる善行を行った児童生徒に対し授与するもので、各学校の校長先生から伝達しております。次に、スポーツ表彰は町内の小学生、中学生、高校生の個人及び団体に対し、県大会において優勝及び準優勝したものなどその功績に対して表彰しており、秋に開催しております親子バレーボール大会のときに表彰を行っているところであります。

参考までに、近隣自治体の状況ですが、平日や休日に同時開催しているところもあるようですが、平日に開催している場合は児童生徒が参加できないこと、また休日に開催している場合であってもスポーツ活動などにより参加が思わしくないといった課題があるとのこと。

このことを踏まえまして、それぞれの受賞者がより多く参加できるよう、町の表彰式と同時開催することにつきましては、日程の調整や開催場所など配慮しなければならない課題があるものと考えております。

次に、インターネットの利用はより多くの方々の目に触れる機会が増え、受賞者の功績を広く伝えることができる一方で、受賞者や来賓者の個人情報の取扱いや表彰式の在り方などの配慮が必要になるものと考えております。

以上のことを踏まえ、様々な課題やほかの町村等の状況などを踏まえながら、時代に合った表彰式について検討を行ってまいりたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子君） この表彰規則については、昭和37年、今から60年前の方々が、真剣につくっていただいたのかなと思っております。この60年前と現在で、規則の文面、用語ですけれども、例えば1条の町勢の発表についてということですが、現在、このような言葉で分かるのかと。例えばまた、徳行卓越し、町民の儀表となるもの、これは日常的にあまり現在使われていないということでございます。もうこれを分かりやすい言葉に変えて、どなたが見てもすぐ理解をする、そういう文面に変えるべきではないかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 私も読んでいてなかなか意味が取れないなと思うことがございます。先輩方がいろいろ当時工夫されて考えた文章なんだろうけれども、やはりもう少し分かりやすく直したほうがいいのかもしれない。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子君） ありがとうございます。この規則の第2条にもちょっと触れさせていただきたいと思っております。ここには12項目による、規則の基準が定義づけられております。12項目を見ますと、様々な分野の表彰もあってもいいのかなという思いで、拝見をしておりました。

特にこの（1）（4）（5）（6）ですね。この部分について、徳行卓越しほかの模範となるものというのは、様々、今いろいろな担当課で、いろいろな団体に表彰が行われていると思います。それに加え、町としても、例えば保健衛生、民生、健康を守る、健康の増進、携わっている方々、例えばボランティア活動されている方々、団体でも表彰は受けていると思っておりますけれども、そういう幅広い方々に感謝を伝えるというのも私は必要ではないかなと思います。

昨年の表彰式を見ましても、ほとんどが団体表彰でございます。健康保険関係で一般の町民の方がおりますけれども、そういう幅広いこの表彰の在り方っていうのを規則なり基準を直してやるべきだと思います。私も町のボランティアに入らせていただいて、あまり参加できないんですけれども、本当に皆さん一生懸命にされている。現場では、ボランティアをする方も、される方はもちろん高齢者です、する方も本当に70歳、私も70歳で実はもう私がされる側だよなと言いな

がらも、皆さんそうやって現場の方々は尽くしている。福祉向上に、高齢者の生きがいにづくりに頑張っていきたいと思います。

こういうことも踏まえても、町としても何らかの感謝なり心を伝え、その高齢者の方が生きがいとなってまた頑張ろうっていう心を持っていただけるのではないかなと。ましてや、もう高齢化率も38%ということで、もう川崎町もそういう高齢の方に支えていただいている部分っていうのはたくさんありますので、その点も、この見直しをして、新しい川崎町の表彰式になるように、ひとつ検討していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 遠藤議員の質問にお答えします。

以前、佐藤新一郎議員から、こういった方々も表彰したらいいんじゃないかといろいろなアドバイスをもらっていたことがあって、そういったものを加味しながら選んだ経緯もあったんですが、遠藤議員がおっしゃるように、昔というか当時の価値観や生き方ともうかなり違ってきますから、そういった中で今ボランティアの人とかかなり多方面にわたっていますので、やはりここで表彰規定も見直して進めるべきかもしれません。そういった意味で、新しい形の表彰の規定を考えていきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子君） 最後にお聞きいたします。

インターネット、まさにもうネットの時代に入っちゃいました。なかなか今の答弁ですと、プライバシー的なものにも触れるんじゃないかというお話もございましたけれども、幸い川崎町は、いい川崎ということで動画を配信をして、皆さんに送って、川崎のよさをアピールしていると思います。そういう意味で、町を元気にするっていうのもひとつこの動画、町民向けにでもね、配信をして、町はこういう取組をしています、こうやっていますっていうのもネットを通しての多くの明るいニュース、また知っていただきたいニュースも、この動画配信、インターネットを使ってどんどんやっていく、新しい川崎づくりにつながると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） まず、新しい表彰規定をつくったり、こういった形で選んでいくとか、そういった作業もごさいますので、やはり職員や、いろいろな分野の人たちに負担をかけないようにしながらそれをどのようにうまく伝えていくか、それはやっぱり検討していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで、遠藤美津子さんの一般質問を終わります。

通告第6号、4番高橋義則君。

【4番 高橋義則君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、今後の水田活用の直接支払い交付金について質問願います。

○4番（高橋義則君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い発言いたします。

4番、日本共産党高橋義則ですよろしく願いいたします。

今回の質問は2問あります。最初は、今後の水田活用の直接支払いの交付金について質問いたします。

これは減反における補助金のことです。もともと1970年以降の減反対策を、政府がアメリカの食糧戦略に屈服して、麦や大豆、飼料作物などの市場を外国産に明け渡し、農家が米の生産に集中せざるを得なくなると同時に米の消費減少が続く中で進められてきました。

現在、川崎町でも減反による作物は一定の成果上げてきました。目標の生産数量は、つまり転作の面積は、順調に実施されてきましたが、去年のコロナの影響で米価の下落はご存じのように大変厳しいものがありました。今は消費が低迷し、令和4年産米の転作目標は48.9%となり、総面積の約半分が転作をせざるを得ない状況となっております。

令和4年作付から令和8年まで、今まで転作をしていた水田に水張り、つまり水稻を作付しない水田は、6年後にその水田交付金は対象としないと言われていました。また、交付金の在り方は、高いハードルと交付金の下落が行われています。そこで、次の点について伺いいたします。

1点目。当町では、転作作物としてソバ、大豆、飼料作物、牧草などが主に作られています。これらの作物を作付するには排水がよい土壌が必要となりますが、5年に1回水張りですと水田に戻すことにより、排水が悪くなり、その転作作物がその後作付困難になると考えます。また、集団での転作者の存続も困難になると考えております。この問題に対して、今後の取組、どのように考えているのでしょうか。

2点目、現在ポンプを使って水を確保している用水組合があります。今後、交付対象外になる農地が増えて、今までは負担していた用水費がもらえなくなり、用水組合が存続できなくなるのではないかと心配しております。今回の制度は、地域の農業が存続できない制度と考えます。国に対して見直しを働きかけるべきだと思います。町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 4番高橋義則議員の質問にお答えします。

1点目の、水田転作地の今後の施策と取組についての質問であります。今回の要件変更については、去年12月の農業新聞で報道され、当初は過去5年間水張りが行われなかった水田について産地交付金の対象外とするもの、転作奨励金を外しますよというものでしたが、農業経営に及ぼす影響を考え、令和4年より5年間に変更された経緯があると聞いています。

川崎町の水田転作については、生産者の努力によりソバや飼料作物生産における集積、また排水対策など生産条件を整え、川崎町の生産調整を担っていただき固定化が進んでいます。

このため、今回の令和4年より5年間水張されない水田を補助対象外とするとの変更については、これまでの取組に極めて大きな影響を与えており、町といたしましては関係機関と組織する水田農業推進協議会を通して、生産者が今後安定的な農業経営を行う上でどのような選択肢を取ったらいいのか、そういった情報を提供していきたいと考えています。

2点目の、国に対して見直しを働きかけるべきと考えるがにつきましては、東北農政局職員との意見交換が年に数回行われており、直近では去る2月9日に実施されました。その際にも、川崎町における実情、地域に対する影響などを改めて伝えさせていただいております。

その時点では、国からは現状として方向性に変更はないとの回答を得ておりますが、今後ともあらゆる機会を捉えながら、皆さんと一緒に町の実情などを伝えていかなければならないと思っています。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 現在この制度の中で、畑地化にすれば10アール当たり10万5,000円を交付するというものがあります。この交付というのは、畑地化した場合、何年間耕作しなくてはならないかという条件があるかと、万が一その水田を畑地化にした場合、その地目、水田なのか、それとも畑地化にすれば畑になるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 農林課長。

○農林課長（大友 聡君） 高橋議員のご質問にお答えします。

2つご質問があったと思います。畑地化にした場合、何年間継続して作付しなければならないのか。畑地化した場合、地目などを田から畑に変えなければならないのか、についてお答え申し上げます。

まず1点目ですが、補助の制度上、最低5年以上は必要になるものと思っております。

次に2点目、畑地化した場合、登記地目は田から畑、こちらにつきましては水田のままでいいという取扱いになってございます。

以上でございます。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 我が川内方面でも、やっぱりこの減反政策の中で5年に1回水張りするのはなかなか難しいということで、畑地化にしていこうという動きがあります。今、農林課長がお話しされたように、5年後にもう補助金10万5,000円もらったのだからもうこれでいいや、やめようかということで、条件の悪いところは恐らく耕作放棄になると思います。

また、交付の対象にならなかった6年目からは、交付の対象にならないので、田んぼではあるが助成の対象にならないのであればもう耕作放棄でいいやということで、すごくその耕作放棄地が増えると思います。

今回、水田活用の直接支払ってというのは、当町の農業の営む存続も危ぶまれると感じております。今言ったように耕作放棄地が増え、いろいろところで影響があるものですから、再度町長にこの点について、強く国に意見を言っていただくようお願いしたいと思っておりますので、町長の考えを再度お伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 高橋議員の質問にお答えします。

改めて、今回の制度、なかなか農家にとっては厳しいものだと感じています。米の消費量が、年間10万トンぐらいつ減って行って、しかもこのコロナでインバウンドは来なくて、米の消費量も、そういった意味の消費量も減っていく。そういった中で転作する人たちにお金を、国はなかなか、もう財務省も渋っているというような話を聞いています。

そういった中でやはり、我々は農家を守るために、食糧を守るために、しっかりと国会議員や関係の省庁に働きかけを続けていかなければならないと思います。また続けていきます。

○議長（眞壁範幸君） 次に、消費税のインボイス（適格請求書保存方式）について質問願います。

○4番（高橋義則君） それでは2問目の質問に移ります。

政府が2023年10月に実施予定されている消費税のインボイス（適格請求書制度）を全国約500万の免税事業者や、1,000万人と言われるフリーランス納税業者に広げます。事業者は登録が始まるのを前に、中小企業、農民、個人事業など、幅広い人たちから中止を求めています。年間の売上げ1,000万円以下の業者は、現在消費税の納税を免除されています。インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁することが困難な零細業者が課税業者になることを迫ります。廃業が増えることが予想をされております。

消費者に物やサービスを売った事業者は、客から受け取った消費税から仕入れにかかった消費

税を差し引いて納税します。仕入れ税額控除の仕組みです。今は帳簿で行っているこの計算をインボイスと呼ばれる請求書で行って納税することが義務づけられます。発行者の氏名、社名と登録番号、取引年月日、取引の内容、金額、適用された消費税率、税額が記載されております。インボイスは税務署に登録した課税業者でしか発行できません。課税業者が、免税業者から仕入れた場合、現行では消費税がかかっているとみなして控除できました。インボイス導入後は、インボイスのない仕入れ税額控除は認められません。免税業者から仕入れにかかった消費税を差し引くことができず、納税額が膨らみ、これを避けるために免税業者との取引停止が増えることが恐れられています。

インボイスを発行するには課税業者になるしかありませんが、赤字経営でも身銭を切って消費税を納めなければなりません。複雑な納税事務も悩まされます。免税業者のままでいた場合、取引から排除されるか、消費税の納税額が増える取引から値引きされる事を強要されることが懸念されております。コロナ禍で苦しむ多くの町民にさらに負担を強いる制度の導入を直ちにやめるべきだと思います。それで、質問に入ります。

1点目。消費税のインボイスについて、町長の考えを伺います。

2点目。具体的に、この制度によって川崎町でも一人親方の塗装業、大工さん、また居酒屋、文具店、建設業などの免税業者が廃業の危機になると言われていますが、町長のお考えを伺います。

3点目、シルバー人材センターの会員について伺います。シルバー人材センターで働く144人の会員に影響が及びます。会員は、センターから業務を委託される個人事業主です。インボイス導入後、センターが消費税納税で仕入れ税額を控除するために、会員たちが発行したインボイスが必要です。会員が課税業者になって消費税を負担させる事になりかねません。全会員が課税業者になることは困難なため、報酬から消費税分が引かれることになる可能性が大いにあります。年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の課税業者が免除されているところにあり、少額の収入しかないシルバー人材センター会員の手取りがさらに減少することがないように、同制度を除外するように、国に働きかけるべきと考えますが町長の見解をお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 消費税のインボイスについてどのように認識していますかと質問ですが、インボイスとは、商品の取引において、売る側が買う側に対して適用となる消費税率を詳しく記載した請求書などの交付を行うことであり、これを交付できるのは税務署に登録申請をした事業者だけであると認識しています。

2点目の、この制度によって、免税事業者が廃業の危機になると言われているがどのように認識しているのかにつきましては、インボイス制度に登録を行わない事業者はインボイスを交付できないために課税事業者から取引を敬遠される可能性がありますので、その場合免税事業者の経営に影響を及ぼすと思われます。

3点目の、シルバー人材センターに登録されている会員の収入減になるので、国に働きかけるべきと思うがどのように考えているのかにつきましては、収入減となるようであれば、地域社会に貢献しようとする会員のやる気や生きがいをなくすようなことになるかと思われます。しかし、影響を受ける事業者はセンターの会員だけではありませんので、センターの会員だけを制度から除外するという働きかけは難しいと考えます。

個人的には、年間売上高1,000万円以下の方々には、納税義務が免除されたままでいいと私も思っており、高橋議員のおっしゃるとおりだと思います。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 1,000万円以下は免税事業者ということで、そういう消費税の納付の義務がない。今後そのインボイス制度、来年の10月からなんですけれども、発生した場合、その方々がインボイス制度にならないと消費税も引かれない、頼んだほう、受注したほうはその経費として見られなくて、頼んだほうの業者が余計に、その消費税分もらえなかった分を多く支払わなくてないという大変な実情ですので、ぜひこのインボイス制度そのものを廃止するような働きかけを行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 高橋議員の質問にお答えします。

我々町村会でも、まだこの問題を取り上げて勉強しておりません。いろいろな形で勉強して、我々はどんなことができるのか、やはり町村会などでも検討していかなければならないと思います。

○議長（眞壁範幸君） よろしいでしょうか。これで高橋義則君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。再開は10時55分とします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 提案理由の説明

○議長（眞壁範幸君） 日程第3、提案理由の説明について。本日提案されております議案第6号から議案第18号までの13案件について、ただいまから一括して説明を求めます。町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 今定例会に提案しております議案をご審議いただく前に、提案理由を説明いたします。

本日提案しております議案は、第6次川崎町長期総合計画並びに条例の一部改正案件4件、令和4年度各会計歳入歳出予算案件8件であります。

なお、議案第19号から諮問第1号までの案件につきましては、本会議最終日の日程となっておりますので、審議日程に応じて説明することといたします。ご理解願います。

議案第6号第6次川崎町長期総合計画についてであります。新たに令和4年度から令和13年度までの10年を計画期間とする第6次川崎町長期総合計画を取りまとめましたので、川崎町議会基本条例第8条第1項1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。令和3年の人事院勧告に基づき、町長、副町長、教育長に係る期末手当の率などの改正を行うものであります。

議案第8号川崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。令和3年の人事院勧告に基づき、一般職に係る期末手当の率などの改正を行うものであります。

議案第9号川崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。令和3年の人事院勧告に基づき、会計年度任用職員に係る期末手当の率などの改正を行うものであります。

議案第10号川崎町健やか誕生祝金支給条例の一部を改正する条例であります。第一子及び第二子に係る誕生祝金の支給方法を、商品券との併用から全額現金に改めるための改正を行うものであります。

議案第11号令和4年度川崎町一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度から2億7,200万円増の52億9,200万円と定めるものであります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症による軽減措置の終了に伴い自主財源である固定資産税の増額を見込むほか、普通交付税で新たな算定基準の創設などにより増額を見込んだところであります。

また、財政調整基金については、新型コロナウイルス感染症対策費などに充てるため、令和3

年度より取崩し額を増額いたしました。

一方、歳出につきましては、老朽化した道路や橋梁、スキー場など各施設の補修工事などに多くの予算を計上いたしましたが、昨年度川崎病院の減収補填のため計上しておりました繰出金については減額としたところであります。

また、重点施策といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策関連経費を継続して見込むほか、地域おこし協力隊の増員による移住・起業支援事業など、人口減少対策事業の経費及び子育て支援事業として、医療費の無償化、こども園の健全な運営のための経費並びに近年多発する災害や火災対策として、消防団員に係る報酬の増額や青根班に配備するポンプ車購入のための予算を措置したところであります。

議案第12号令和4年度川崎町国民健康保険特別会計予算であります、歳入歳出予算の総額を前年度から2,024万4,000円増の11億2,968万3,000円と定めるものであります。

歳入では、被保険者からの所得回復を見込み国民健康保険税で前年度から若干増の1億7,559万円を見込むほか、医療費の増加見込みにより保険給付費等交付金を前年度から増額見込みいたしました。

一方歳出につきましては、医療費の増加見込みに対応するため、保険給付費、保健事業納付金をそれぞれ増額計上したところであります。

議案第13号令和4年度川崎町後期高齢者医療保険特別会計予算であります、歳入歳出予算の総額を前年度から718万4,000円増の9,539万1,000円と定めるものであります。

歳入では、保険料率の改定に伴い保険料で前年度から456万円増の6,439万円を見込むほか、財政基盤安定化のため繰入金の増加を見込んだものであります。

一方、歳出につきましては、医療費の増加見込みにより広域連合納付金で前年度から656万円増の9,209万円を計上したところであります。

議案第14号令和4年度川崎町介護保険特別会計予算であります、歳入歳出予算の総額を前年度から667万円増の11億4,566万8,000円と定めるものであります。

歳入では、第1号被保険者に係る介護保険料を前年並みの2億2,620万円を見込むほか、介護給付費の増加見込みに伴う支払い基金からの交付金などを増額見込みとしたところであります。

一方、歳出につきましては、包括的支援事業及び任意事業に係る人件費などの減により地域支援事業費を減額する一方で、介護給付費では介護サービスの増加見込みから前年より2,130万円増の10億8,702万円を計上したところであります。

議案第15号令和4年度川崎町温泉事業特別会計予算であります、歳入歳出予算の総額を前年

度から56万7,000円増の1,539万6,000円と定めるものであります。

歳入では、温泉使用料で前年並みの1,105万円を見込むほか、基金繰入金についても前年並みの425万円を見込みました。

一方歳出につきましては、安定した温泉供給を図るため、温泉施設費におきまして温泉送湯ポンプ更新工事費を措置したところであります。

議案第16号令和4年度川崎町公共下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度から7,710万円増の6億1,000万円と定めるものであります。

歳入では、下水道施設の更新・長寿命化事業費の増加に伴い、国庫支出金及び繰入金、町債において、前年度から大幅な増額を見込んだところであります。

一方歳出につきましては、適正な下水道事業経営の推進及び事業の安定化を図るため、高度な下水道施設の維持管理を継続的に行うための包括的民間委託に係る経費及びストックマネジメント計画に基づき、老朽化した下水道施設の更新・長寿命化事業を計画的に実施するための予算、公営企業会計への移行準備にかかる経費を重点的に措置したものであります。

議案第17号令和4年度川崎町病院事業会計予算であります。収益的収支におきまして、入院患者数を年1万6,500人、外来患者数を年3万2,100人と見込み、収益的収支の総額を前年度より1,992万5,000円減の8億5,365万4,000円と見込んだところであります。

また、資本的収支における資本的収入では、他会計からの補助金及び企業債等で、前年度から1,846万円増の7,673万円を見込み、一方支出につきましては、医療機器など備品購入費などの建設改良費及び企業債償還金で、前年度から1,909万円増の1億1,266万円を計上したところであります。

なお、病院経営の安定化のため、一般会計から繰り入れる負担金及び出資金などの総額につきましては、前年度より約2,008万円減の3億2,212万円を見込んだところであります。

議案第18号令和4年度川崎町水道事業会計予算であります。収益的収支における収益的収入で、高料金対策補助金の繰出基準変更に伴い、前年度より242万1,000円減の2億6,134万3,000円を見込んだところであります。

一方、支出につきましては、固定資産台帳の精査による減価償却費の増などにより、前年度から1,047万8,000円増の2億6,042万6,000円を計上したところであります。

また、資本的収支における資本的収入では、生活基盤施設耐震化等交付金事業による補助金及び企業債の増加に伴い、前年度から2,656万4,000円増の8,296万8,000円を見込み、一方支出では、青根浄水場導水管更新設計業務、基石・本砂金浄水場の活性炭更新工事による事業費の増加によ

り、前年度から261万5,000円増の2億68万5,000円を計上したところであります。

以上、申し述べましたが、細部につきましては各担当課長より説明を申し上げますので、慎重ご審議をいただき、可決されますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（眞壁範幸君） これで提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案第6号 第6次川崎町長期総合計画について

○議長（眞壁範幸君） 日程第4、議案第6号第6次川崎町長期総合計画についてを議題とします。

直ちに説明を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（滝口 忍君） 議案書の1ページをご覧ください。

議案第6号第6次川崎町長期総合計画について。

第6次川崎町長期総合計画基本構想に基づく基本計画の策定について、川崎町議会基本条例第8条第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

お手元にある第6次川崎町長期総合計画（案）をご覧ください。この冊子になります。

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間、川崎町が目指すべき方向性を示す計画を取りまとめました。

川崎町の将来像を「かわさき 誰もが主役になれるまち あなたのちょうどイイを目指して（可輪作希）」と決めました。

初めに、本計画の特徴を2点申し上げます。

1つ目は、業者に委託することなく自前で策定したことです。その理由は、多額の費用を抑えるだけでなく、川崎町役場の組織力を向上させるためです。そのため、職員がコーディネーターを担う気概を持って策定に当たりました。

2つ目です。これまで以上に人にスポットを当てたことです。重点的取組施策はもちろん、その他の施策においても人を常に意識し、施策の構成を考えました。

なお、計画（案）の表紙にも、人、これからを担う子供たちの写真を採用しました。本編でも、人の写真を多用しております。

以上が特徴となります。

この策定（案）冊子4ページをお開きください。

本計画は、基本構想10年間、基本計画前期、後期各5年間としています。

10ページをご覧ください。

まちづくりの基本姿勢を4項目決めました。

1「「可」能性の追求」。2「あらゆる「輪」が織りなす未来」。3「様々な幸せを呼び込む風土「作」り」。4「「希」望に満ちた日々の追及」。1から4まで合わせて「可輪作希」としてございます。

13ページをご覧ください。

基本姿勢に合わせて、まちづくりの基本方針は4項目です。

1、子供も大人も誰もが健やかに暮らせるまちづくり。2、身の丈にあったまちづくり。3、安心して暮らしていけるまちづくり。4、協働のまちづくり。

12ページにお戻りください。

これらの基本方針の下、令和12年の将来人口は7,500人を目指します。

22ページ、23ページをご覧ください。

重点的取組施策は4項目です。

1、子育て支援の充実。2、農業・林業の振興。3、移住・定住の推進。4、防災体制の充実です。

最後に、158ページ、159ページをご覧ください。

本計画を議案として提出するに当たり、令和3年10月29日に、16人で構成する川崎町総合開発委員会に諮問し、答申を受けております。

その答申書、要望事項でもありますとおり、町民に対しての周知を分かりやすくしてくれというような要望がございました。当方もそのように考えてございます。この提案している議案がまともになりましたら、町民に対してはこの計画の概要版を策定し全戸配布を考えております。あわせて、ホームページ、広報においても掲載することとしております。

以上よろしく願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 一生懸命やったっていうのはよく出ております。川崎町民、人口減の中で、一人一人頑張ってもらおうということもよく表れています。ただ、その中で、表現として、ちょっと違和感があったのは、持続可能なまちづくりの実現っていう、あちこち出てくるんですが、持続可能なまちっていう表現となると、これまで町としては川崎町がなくなるんじゃないかと思っていたんじゃないかと、取られるのではないかなと。気持ちはよく分かる、分かっているんですが、文脈からいうとそういったことも考えられるということで、この表現について、このままだともいいとは思いますが、私としてはちょっと違和感あるなっていう、この表現で

すね、についてちょっと伺いたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤昭光議員の質問にお答えします。

私も昭光議員と同じような感じを持ちました。しかし、先ほど課長が言ったように、職員たちが自分たちでたたき台をつくって、もんで、職員たちのやっぱり危機感の表れなんだなと思いました。ちょっと、このままではという思い、その危機感の表れが言葉に出たな、また逆にそれがしっかりこれから自分たちでつくっていこうという意識だなと感じたところです。

○議長（眞壁範幸君） 3番佐藤昭光君。

○3番（佐藤昭光君） 私も全く同じ感じだったので、これからこれは、こういう大きな冊子として町民とか町外の人に見せていくわけですから、こういったことを言われた場合に、今の説明で通そうとお考えなのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 佐藤昭光議員の質問にお答えします。

あくまで職員たちの、たたき台をつくってくれた職員たちの危機感の表れなんだ、一緒に頑張っていきましょうということで、町民の皆さんにも説明していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） ほかにありませんか。

【質疑者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

【討論者なし】

○議長（眞壁範幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶものあり】

○議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号第6次川崎町長期総合計画については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

○議長（眞壁範幸君） 日程第5、議案第7号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関す

る条例の一部を改正する条例を議題とします。

直ちに説明を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 議案書の２ページをお願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

改正の理由でございますが、令和３年人事院勧告に基づき、特別職の職員で常勤のものの期末手当の率等を改正する内容でございます。

具体的な改正内容でございますけれども、これまで年間３.３５か月分であった期末手当の率を０.１か月分引下げてまして年間３.２５か月分とし、その引下げ率につきましては令和４年６月と１２月の期末手当からそれぞれ０.０５か月分引き下げることに加えまして、本条例の附則第２に記載しておりますとおり、昨年１２月分の引下げ額を令和４年６月分に加算して減額をするものでございます。

なお、本条例が可決されれば、町長につきましては年間で１９万２,０００円、副町長につきましては年間で１４万円、教育長につきましては年間１２万４,０００円の減額となる内容でございます。

本条例の施行期日でございますけれども、公布の日から施行させていただきたいというものでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

【質疑者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

【討論者なし】

○議長（眞壁範幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第７号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶものあり】

○議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第７号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（眞壁範幸君） 日程第6、議案第8号川崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

直ちに説明を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 議案書の3ページをお願いいたします。

川崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の理由でございますが、本条例につきましても、先ほど特別職と同様に令和3年人事院勧告に基づき、一般職の職員に係る期末手当の率を改正するものでございます。

改正の内容は、これまで年間4.45か月分であった期末手当の率を0.15か月分引下げ、年間4.3か月分とし、その引下げ率を令和4年6月分と12月分の期末手当からそれぞれ0.075か月分引き下げることに加えまして、条例附則第2条に記載のとおり、昨年12月分の引下げ額を令和4年6月分に加算し減額する内容でございます。

なお、本条例が可決されれば、一般職の年齢、平均40歳で年間9万7,000円の減額となり、一般職の率等を準用しております再任用職員につきましても、年間で5万2,000円程度の減額となる内容でございます。

本条例の施行期日でございますけれども、公布の日から施行させていただく内容です。

説明は以上となります。よろしく願いを申し上げます。

○議長（眞壁範幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

【質疑者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

【討論者なし】

○議長（眞壁範幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶものあり】

○議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号川崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 川崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（眞壁範幸君） 日程第7、議案第9号川崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

直ちに説明を求めます。総務課長。

○総務課長（渡邊輝昭君） 議案書の5ページをお願いいたします。

議案第9号川崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の理由でございますけれども、本条例につきましても特別職、一般職と同様に令和3年人事院勧告に基づき、会計年度任用職員に係る期末手当の率を改正するものでございます。

改正の内容ですが、これまで年間2.55か月分であった期末手当の率を0.15か月分引下げ、年間2.4か月分とし、その引下げ率を令和4年6月と12月の期末手当からそれぞれ0.075か月分引き下げることに加えまして、本条例の附則4として記載のとおり、昨年12月分の引下げ額を令和4年6月分に加算し減額する内容でございます。

なお、本条例が可決されれば、会計年度任用職員1人で年間約4万円の減額となる見込みでございます。

施行期日でございますが、本条例につきましても公布の日から施行させていただく内容でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（眞壁範幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

【質疑者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

【討論者なし】

○議長（眞壁範幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶものあり】

○議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号川崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号 川崎町健やか誕生祝金支給条例の一部を改正する条例

○議長（眞壁範幸君） 日程第8、議案第10号川崎町健やか誕生祝金支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

直ちに説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） それでは議案書6ページをお開き願います。

議案第10号川崎町健やか誕生祝金支給条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、第一子及び第二子に係る誕生祝金について、川崎町商品券が廃止になることから、支給方法を全て現金に改正するものであります。

別紙にあります第10号川崎町健やか誕生祝金支給条例新旧対照表も併せてご覧をいただきたいと思います。

条例第3条支給額等の第1号中第一子または第二子を出産したとき5万円及び商品券5万円とあるところを、全て現金10万円に改正するものであります。

理由は、川崎町商品券発行母体の川崎商品券振興会が来年度に解散し、商品券の発行を廃止する旨の意向を受けて、現行の現金5万円口座振込と、4・5か月乳児健診時に商品券5万円分を交付していたところを、商品券配付をやめ、全て現金にするためであります。

議案書6ページの附則に移ります。

施行期日は公布の日から改正条例の効力を発動いたしますが、2項の経過措置にありますとおり、施行日前の支給決定対象者であっても乳児健診時の商品券5万円に代えて現金5万円を支給することといたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

【質疑者なし】

○議長（眞壁範幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

【討論者なし】

○議長（眞壁範幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶものあり】

○議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号川崎町健やか誕生祝金支給条

例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第11号 令和4年度川崎町一般会計予算

日程第10 議案第12号 令和4年度川崎町国民健康保険特別会計予算

日程第11 議案第13号 令和4年度川崎町後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第12 議案第14号 令和4年度川崎町介護保険特別会計予算

日程第13 議案第15号 令和4年度川崎町温泉事業特別会計予算

日程第14 議案第16号 令和4年度川崎町公共下水道事業特別会計予算

日程第15 議案第17号 令和4年度川崎町病院事業会計予算

日程第16 議案第18号 令和4年度川崎町水道事業会計予算

○議長（眞壁範幸君） 日程第9、議案第11号令和4年度川崎町一般会計予算、日程第10、議案第12号令和4年度川崎町国民健康保険特別会計予算、日程第11、議案第13号令和4年度川崎町後期高齢者医療保険特別会計予算、日程第12、議案第14号令和4年度川崎町介護保険特別会計予算、日程第13、議案第15号令和4年度川崎町温泉事業特別会計予算、日程第14、議案第16号令和4年度川崎町公共下水道事業特別会計予算、日程第15、議案第17号令和4年度川崎町病院事業会計予算、日程第16、議案第18号令和4年度川崎町水道事業会計予算、以上、議案第11号から議案第18号までの8案件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号から議案第18号までの令和4年度川崎町各種会計予算については議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶものあり】

○議長（眞壁範幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第18号までの令和4年度川崎町各種会計予算については議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ただいま設置されました予算特別委員会委員長互選のため、委員会条例第8条第1項の規定により直ちに会議室において予算特別委員会を招集します。

大変お疲れさまでした。

午前11時29分 散 会

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記高橋悦子が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
